

# — 緊 急 要 望 —

## 平成 28 年度 都市税制改正に関する意見

自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成 28 年度税制改正において具体的な制度設計を必ず行うこと。

平成 27 年 11 月

全 国 市 長 会

## 環境性能割の制度設計の時期について

- 平成29年度税制改正で環境性能割を導入する場合、議会における条例の審議、納税者への周知、申告書の印刷やシステム改修などの準備が必要なことから、**空白期間**が生じる。
- 空白期間をなくすためには、都市自治体は以下のような無理な対応をせざるを得ない。
  - 新たな極めて重要な課税の仕組みに関する条例について、議会審議を経ずに専決処分を行わざるを得ない。
  - 自動車を利用し、納税する方々への周知広報も、条例を専決処分する相当前から行わざるを得ない。
  - 新規の税申告書の印刷やシステム改修等の準備を、法案の国会提出前から相当の経費をかけて行わざるを得ない。
- したがって、**平成28年度税制改正**で環境性能割を導入すべき。

※ 税制改正大綱に「環境性能課税の税収規模は、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保する」と記述されている。

